

訪問看護医療DX情報活用加算について

墨田区医師会立訪問看護ステーションは、関東信越厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報、薬剤情報特定健診情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療DX情報活用加算 50円（月1回）

訪問看護医療DX情報活用加算に関する施設基準は以下のとおりです。

- 1.厚生労働省が示す訪問看護療養費及び当該負担軽減に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用により診療報酬の請求をおこなっていること。
- 2.健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 3.医療DX推進の観点から必要な事項及び質の高い訪問看護を提供するための十分な情報を取得、及び活用して訪問看護療養費の請求を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- 4.この掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。